

労働・雇用に関する悩みや疑問はありませんか？

令和6年度 労働委員会委員による

労働相談会

無料
秘密厳守

一人で悩まず、
あきらめないで！

パワハラによる
トラブル！など



6月10日(月)～12日(水)

10:00～12:00

10月にも
開催予定です

事前予約制
【1相談最大1時間】

山梨県庁北別館3階 東側予備室
(甲府市丸の内1丁目6-1)

— 6月3日(月)17時までに電話でご予約をお願いします —

相談員

労働委員会委員 (弁護士、労働組合役員、会社役員など3名)

相談内容

解雇、賃金未払い、退職金、ハラスメント、
雇止めなどの労使間トラブル

(労働者・使用者(会社)ともに相談できます)

山梨県労働委員会事務局



ご予約・お問合せはこちら

TEL

055-223-1827 (平日 8:30～17:00)

URL

<https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>

※事務局職員による電話や面談による相談も随時受付

労働委員会とは

労働トラブルを解決するための行政機関です。

こんな労働相談をお受けしています

(労働者からの相談例)

- ・業績悪化で、自宅待機を命じられ、その際、有給休暇を取得するように言われました。
- ・ハラスメント相談をしても、会社が対応してくれません。

(会社からの相談例)

- ・業務の減少に伴い事業規模を縮小するので、雇用を見直したいのですが。

➡ 情報提供・助言・関係機関の紹介をおこないます。

自主交渉で解決しなければ…

「あっせん」を受けられます

「あっせん」とは、3名の委員が労使の主張をうかがって、話し合いによる解決を援助する手続きです。

- ・労働者、使用者（会社）どちらでも申請できます。
- ・内容は非公表で、手続きは無料です。
- ・相手側と対面しないように手続きすることもできます。

「あっせん」のながれ

